

## 令和3年度第3回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

### 1 日 時

令和4年1月21日(金) 午後2時00分～4時00分

### 2 場 所

尼崎市立歴史博物館1階市民活動室

### 3 出席委員

委 員	馬 田 綾 子
委 員	大 場 修
委 員	伊 達 仁 美
委 員	長 谷 洋 一

### 4 出席した事務局職員

教育長	白 畑 優
社会教育部長	安 田 博 之
歴史博物館長	伊 元 俊 幸
歴史博物館文化財担当係長	桃 谷 和 則
歴史博物館文化財担当学芸員	室 谷 公 一
歴史博物館文化財担当学芸員	井 上 亮

### 5 開 会

司会進行 伊元館長

### 6 挨 拶

白畑教育長

### 7 議 事 等

議事1「令和3年度尼崎市指定文化財候補物件の答申について」を議題とし、「寛文十年頃尼崎城下絵図」、「延宝頃尼崎城下絵図」の答申文案について、事務局から説明した。

#### ① 寛文十年頃尼崎城下絵図

- ・既に指定されている尼崎城下風景図は本図の写しであること理由付けを書き加えている。
- ・指定すべき理由というところを独立した形で項目立てしている。
- ・本案件も含めて共通という形で参考文献を掲載している。
- ・既に指定されている尼崎城下風景図は、今回の候補物件である寛文十年頃尼崎城下絵図の写しと考えている。
- ・寛文十年頃尼崎城下絵図の貼り紙は、明治時代の人物の名前の記載があることから、明治以降に書かれ貼られたものと考えられる。
- ・明治に書いて貼られた貼り紙の内容が直接絵図に記載されていることから、既に指定されている尼崎城下風景図は、かなり後の時代に描かれたものと考えられる。
- ・貼り紙も文化財を構成するものとするのか。
- ・貼り紙も寛文十年頃尼崎城下絵図に付属しているので、この絵図の一部と考えており、文化財を構成するものと考えている。

- ・剥がれた貼り紙についても同様に考えている。貼られていた場所については、既に指定されている尼崎城下風景図に貼り紙の内容が書き込まれているので、その絵図と照合作業をしている最中である。
- ・貼り紙も文化財とするなら、それに対する何かしらの記述が要ると思われる。この貼り紙がどういったものか、場合によっては記述しないとイケない。
- ・貼り紙に関しては、文章化すると複雑になる。
- ・貼り紙に特段こだわる必要はない。貼り紙もその文化財を構成する1つと見てよいと考える。そうしないと、これは当初のもの、これは後から付けたものという、美術で言う補筆とかいったものをどうするかといった話になるので、貼り紙込みで良い。
- ・形状やどこかに貼り紙があることを記載する必要はあるか。
- ・無いと思う。書き出すときりが無い。貼り紙と絵図の齟齬等出てくると絵図自身の価値と貼り紙の価値といった遺漏が出てきて、文書が煩雑になるだけと思われる。貼り紙込みで一括のものとして扱えばよい。それは扱う側の問題で、絵図は尼崎町が完成した記念という意義があるものなので、枝葉末節にこだわる必要はない。

## ② 延宝頃尼崎城下絵図

- ・元々、元禄以前と言われていたものであるが、それより少し遡る延宝頃の時期の絵図であることの理由付けをしている。
- ・同様の絵図が出回っている事と指定すべき理由というところを独立した形で項目立てしている。
- ・指定文化財とすべき理由の所に、「原資料に近い絵図」とあるが、「原資料」は「寛文十年頃尼崎城下絵図」のことか。
- ・今回の候補物件の延宝頃尼崎城下絵図自体も写しと考えられ、その元となった絵図がどれかは分からないが、どこかにあったと考えられ、その、どこにあるかわからない絵図が「原資料」である。延宝頃尼崎城下絵図が写しである理由は、「原資料」があつてそれを写して、明らかに描き間違いがあるところを見え消して修正している所があるので、写した原図がどこかにあったと考えられる。
- ・説明には、「寛文図を元にして作られた」とあるがどうということか
- ・寛文図を元にした絵図がどこかにあると考えられ、その絵図を元に写されたのが今回の候補物件の延宝頃尼崎城下絵図であると考えている。
- ・候補物件と同様の特徴を持つ図面は他にもいくつか出回っており、その中の1つであるという記載はある。しかし「原資料」である図面がどこかにあつて、今回の候補物件はその写しの1つであるということであるが、その説明がどこにもないので、「原資料」という表現に引っかかりを持つ。
- ・指定文化財とすべき理由の所に、「両者を比較する」とあるが、「両者」とは何と何か。
- ・寛文十年頃尼崎城下絵図と延宝頃尼崎城下絵図である。
- ・「両者」の一方は今回の指定候補物件の延宝頃尼崎城下絵図であるが、もう一方は、「寛文十年頃尼崎城下絵図」なのか、「寛文十年頃尼崎城下絵図を写した絵図」なのか分かり難い。
- ・指定文化財とすべき理由の「広く出回っていた」とあるが、これは、延宝頃尼崎城下絵図か、延宝頃尼崎城下絵図と同じ特徴をもった絵図か。

- ・同じ特徴をもった絵図である。
- ・それは、延宝頃尼崎城下絵図に限定されないのか。
- ・限定されない。
- ・寛文十年頃尼崎城下絵図を元にして作られたオリジナルの絵図がどこかにあって、今回の候補物件の延宝頃尼崎城下絵図は、そのオリジナルの写しであるという説明がどこにもないことが問題となっている。その内容がどこかに入るのが望ましい。
- ・「同図を元にして作られた絵図の写しであると考えられる。寛文図と延宝図を比較すると」に修正すればどうか。
- ・寛文十年頃尼崎城下絵図をもとに作られた写しと考えられることは、どこで分かるのか。なぜ、写しと分かるのか。
- ・明らかに描き間違いがあるところを修正している所があるからである。
- ・寛文十年頃尼崎城下絵図の写しではなく、寛文十年頃尼崎城下絵図を元にして新たに作成した絵図の写しが、今回の候補物件の延宝頃尼崎城下絵図になるということであるが、どこに記述するかは任せるが、寛文十年頃尼崎城下絵図を元にして新たに作成した絵図については明記しないとイケない。
- ・修正した文案で「同図を元にして作られた絵図の写しである」と、この候補物件の延宝頃尼崎城下絵図は、寛文十年頃尼崎城下絵図を元にした絵図の写しと記載しているので、これ以降に記載する必要無いと考える。
- ・元にしてという言葉に引っかかりを覚える。寛文十年頃尼崎城下絵図を写して作ったイメージが有るが、寛文十年頃尼崎城下絵図以降の景観の変化を描いた発展形が延宝頃尼崎城下絵図で、その写しが今回の候補物件であるという理解の方がより分かり易い。元にすると、写しをイメージしてしまう。
- ・「原資料に近い絵図で」という文言が無い方がよい。同様の絵図が出回っているというのは時代を限定しない。そうすると、筆致の細かいことがこの絵図の価値となるかもしれない。
- ・「原資料に近い絵図で」を消したが、「本図はその大きさや筆致の細かさなどから、城下町尼崎の発展拡大過程を考える上で」となっているが、「筆致の細かさなどから、城下町尼崎の発展拡大過程を考える」は文章がおかしい。
- ・詳細な記載が発展の経過を知ることができる。絵図が大きいから精細に描けるので、詳細が分かる。
- ・絵図が大きいから指定する。絵図が大きく筆致が細かいから指定するということになる。今までは、原資料に近い絵図であるということが指定の理由となっていた。
- ・この候補物件の延宝頃城下町絵図の原資料の話は消えてしまった。
- ・指定の理由は、元図に近い絵図の写しであるということが貴重なのか、絵図の大きさ、筆致の細かさが貴重なのか、どちらに重きを置くのかであるが、元図に近い絵図の写しであるということが貴重であるのであれば、前述の文言を除くことはできないが、そうでないのであれば、これで大丈夫と考える。
- ・この時期の城下を描いていることに価値があると考えている。
- ・説明の最初の色々な情報が書き込まれていることに価値がある。『寛文図』を

元にしつつ、その後の城下町の変化を書き加えて修正した絵図」で、尚且つ大きいので様々な詳細な情報が入っていることに価値がある。オリジナルに近いといった話になると、オリジナルとは何かといった話になる。町の変化が細かく分かることに価値がある。

- ・元図の話になると、それが今どこにあるのかわからないのか、分からない状態で比較していった、原図に近いのは分かるが、そうすると原図とは何かといった話になる。
- ・原図の写しであるということは今迄の話で理解できるが、この程度の文章におさめるのは難しい。
- ・「本図はその大きさや筆致の細かさなど」が指定の根拠になるのかといった意見があったが、別に問題は無い。「大きさや筆致が細かく」に修正した方が良いと考える。
- ・説明の「その後の城下町の変化を書き加えて修正した絵図」は良いが、3段落目最後の「元禄期へ向け尼崎城下町が発展していく前の様子を描いた絵図と考えられる」とあるが、同様のことを書いてあるが、最初に絵図であると断定しておいて、あとから、絵図と考えられるとあり、整合していない。逆にするか、両方、「絵図である」とするかである。
- ・最初が「絵図であると考えられる」の方がよい。
- ・指定文化財とすべき理由の所に「広く出回っていたと考えられる同様の絵図の中でも」という文言を記載する理由はあるのか。城下絵図は錦絵図や浮世絵のような市中に広く出回っているものではない。広く出回っていたという表現は引っかかりを覚える。
- ・指定理由に特にかかわらないので、削除しても問題はない。

以上の質疑や議論を踏まえ、文案を修正し「寛文十年頃尼崎城下絵図」、「延宝頃尼崎城下絵図」の答申文について諮ったところ、異議がなく、全委員の了承が得られ、答申を提出することとなった。

## 8 報告等

「最近の文化財保護行政について」

## 9 その他

- ・尼崎城について質問があり、市の施設であるが、博物館とは所管が違い、城址公園、公園施設ではVR画像が見られる展示場で、尼崎城では子供等が体験等するには良いが、本物ではない。本物は当館で体験してもらおうといった、相互補完的に対応出来ればと模索している最中であることを説明。

最後に、答申書の提出を受け、審議を終了した。

以上